

1. 基本方向

- スイスの森林管理制度を参考に、「**奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例**」を施行(令和2年4月)
- 本条例に基づき、本県独自の新たな森林管理の形として、①森林資源生産、②防災、③生物多様性保全、④レクリエーションの4機能を発揮させることとし、そのため、県内の森林を植生環境に適合させる**4つの区分(①恒続林、②適正人工林、③自然林、④天然林)**にゾーニングして、必要な施策・事業を計画的に推進する。
- **市町村等と連携**して、「森林環境譲与税」及び「県森林環境税」の活用を視野に入れて、**恒続林化を計画的・重点的に推進**する。

①恒続林(道路・集落近傍)

環境保全を主目的に、木材生産にも資するよう、地域特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢・高さの状態となる森林に誘導する。



②適正人工林(恒続林より奥山)

適正に管理されているスギ、ヒノキ等の人工林とするための施業を促進する。



③自然林(適正人工林より奥山)

スギ、ヒノキ等の人工林を地域特性に応じた種類の樹木が混交する森林に誘導することにより、自然の遷移による環境保全を図る。



④天然林

地域の原植生の森林を維持。

2. 奈良県フォレスター(人材養成)

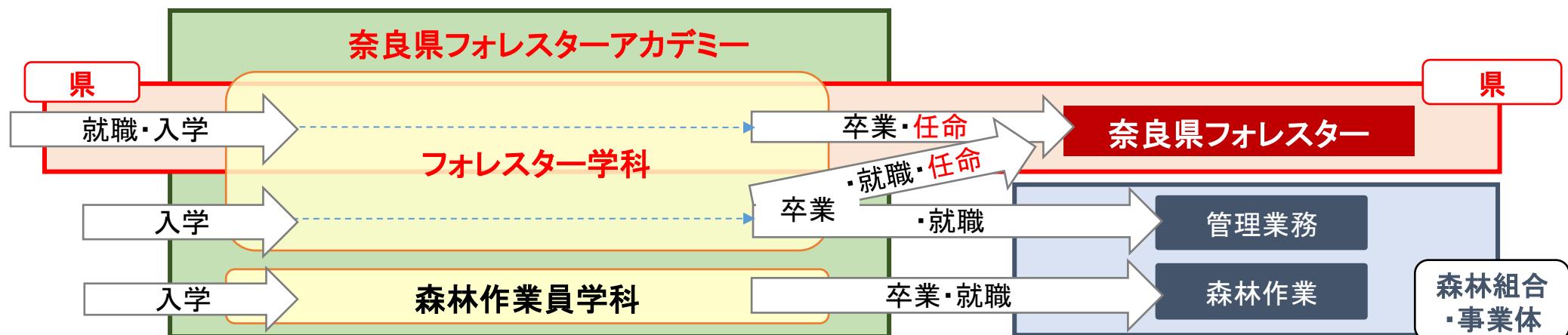
(1) 奈良県フォレスターアカデミーの開校(令和3年4月)

○フォレスター学科(2年制、定員:各学年10名程) ○森林作業員学科(1年制、定員:10名程)

(2) 県職員を「奈良県フォレスター」に任命

○アカデミーのフォレスター学科で養成し、任命後(令和5年度～)は**市町村に駐在**させ業務に従事させる。

→初年度(令和5年度)は、5名程の配置からスタートさせ、市町村等との調整により計画的に拡大予定。



3. 奈良県フォレスター(業務)

(1) 県が市町村から受託する事務

- ①伐採届に関する事務(森林の巡視、届出の審査・受理・指導)
- ②市町村森林整備計画の作成・管理(森林4区分のゾーニング促進、森林境界の明確化)
- ③森林経営管理法に基づく市町村施業計画(施業放置林等)の作成・管理(恒続林化の推進、施業地の予算事業化)
- ④森林所有者等による森林経営計画の認定・施業促進(森林4区分への誘導) 等

(2) 条例に基づく「新たな業務」

- ①森林4区分に誘導するための調査・分析(森林・生態系の調査・分析データ(踏査・文献等)を地域で共有化・活用)
- ②恒続林化、適正人工林化を促進するための販路拡大(川上と川下のマッチング)

4. 出所者等就労支援と連携した森林環境管理の推進

(1) 出所者等の社会復帰(就労等)を支援する財団の設立・運営

- ①目的 : 出所者等の円滑な社会復帰(就労等)を支援し、誰もが地域の一員として包摂され、互いに支え合う共生のまちづくりの推進を図る。
- ②設置者 : 奈良県(福祉医療部)
- ③設立時期 : 令和2年7月
- ④業務内容 : 出所者等を雇用し、就労の場の提供、住居の貸与及び社会的教育等により支援する。

(2) 就労の場として「森林作業」を確保し提供する。(水循環・森林・景観環境部連携)

- ①森林組合等と出所者等の派遣に関する協定締結
- ②森林作業の持続・安定的確保のための木材販売先との包括的な協定締結(例:バイオマス発電所等)
- ③県営林の施業を通じた「就労の場」の確保

※このような取組を通して、出所者支援の拠点として機能させつつ、自立・安定的に事業継続できる財団となることを目指す。